

令和3年度第1回

秦野市都市計画審議会議事録

開催日 令和3年12月24日（金）
場 所 秦野市役所本庁舎4階議会第一会議室
時 間 午後2時00分～午後3時45分

出席委員（◎会長、○副会長）（敬称略）

福森真司、八尋伸二、中村英仁、◎梶田佳孝、佐野友保、
熊澤嘉孝、藤村和静、金子茂浩、和田正紀（竹田 茂の代理）、
久保徹、柳川太郎、熊澤庄市 12名

事務局等出席者

都市部長 高橋 正道

都市部まちづくり計画課担当参事（兼）課長 小山田 智基

都市部まちづくり計画課参事（兼）担当課長（兼）課長代理（都市計画担当）佐藤 靖浩

都市部まちづくり計画課課長代理（都市総務担当）伊丹 智栄

都市部まちづくり計画課主任技師 永井 孝志

都市部まちづくり計画課主任技師 田所 篤

都市部まちづくり計画課主事補 加藤 拓未

会議内容

1 開会

2 会長あいさつ

3 市長あいさつ

4 諮問

5 議事

(1) 諮問事項

議案第1号 秦野都市計画生産緑地地区の変更について

(2) 報告事項

報告第1号 特定生産緑地の進捗状況について

報告第2号 新市街地ゾーンの進捗状況について

(3) その他

6 閉会

【議事要旨】

会 長

それでは、会議次第により、進めていきたいと思えます。
議事（１）「諮問事項」ですが、本日は「議案第１号 秦野都市計画生産緑地地区の変更について」を議題とします。
それでは、事務局からの説明をお願いします。

事 務 局

それでは、「秦野都市計画生産緑地地区の変更」について、ご説明いたします。

令和３年度の実産緑地地区の変更は、区域の拡大が７箇所、新規追加が５箇所、土地区画整理事業による位置、区域及び面積の変更が２箇所、縮小が２箇所、廃止が１１箇所の合計２７箇所となります。

また、今回の変更により本市の実産緑地の面積は１ヘクタール減少し９７．４ヘクタールになり、箇所数につきましては、６箇所減少し６４箇所になります。

こちらは、本市の実産緑地地区の箇所数と指定面積の推移になります。

グラフの左下になりますが、平成４年に当初指定を行い、６６６箇所、約１０１ヘクタールが指定されました。

平成９年には、７４３箇所、１１３．２ヘクタールと箇所数、面積ともにピークを迎えましたが、その後高齢化の進行や農業の担い手不足などにより、実産緑地は減少傾向が続いている状況となっております。

このような状況は秦野市だけではなく、全国的な傾向でもあり、農業振興や良好な都市環境を形成するといった、実産緑地の多面的機能が再評価され、平成２９年に実産緑地法が一部改正されました。

ここで、今年度の案件の説明に入る前に、平成２９年の実産緑地法の改正内容について、ご説明します。

改正の大きなポイントとしては２つあります。一つ目が面積要件の緩和です。これについては次のスライドでご説明いたします。

二つ目が特定実産緑地制度の創設です。これについては

後ほどの報告第一号でご説明いたします。

生産緑地法の改正により、これまで500平方メートル以上であった区域の規模を、300から500平方メートルの範囲で、条例で定めることができるようになったことから、令和元年12月に「秦野市生産緑地地区の区域の規模に関する条例」（以下、区域の規模に関する条例という。）を制定し、面積要件を300平方メートル以上としました。

区域の規模に関する条例の制定後、従来の追加指定基準についても見直しを行い、次のような拡充を図りました。

「1. 集団化した農地又は集団化が見込まれる農地」

これは国の都市計画運用指針の変更に伴い、一団性に係る取扱い（飛び地）を追加しました。

「2. 将来の公園、緑地等の公共施設としての利用が見込まれる農地」

これは法改正時の国の助言「小規模な農地等であっても生活の中で身近に緑に触れ合える場等」を踏まえ、2500平方メートル以上の農地を対象とした面積要件を廃止しました。

「3. 広域避難場所等に隣接し、かつ、広域避難場所等の機能を補完すると認められる農地」

これは継続になります。

「4. 防災協力農地として登録された農地」

これは地域住民の一時（いっとき）避難場所及び延焼防止空間としての役割を追加しました。

続きまして、今年度の生産緑地の変更理由についてご説明いたします。

1つ目が、既に指定されている生産緑地の区域を拡大するもの。2つ目が、生産緑地を新たに追加するもの。3つ目が、土地区画整理事業により生産緑地の位置、区域、面積を変更するもの。4つ目が、買取り申出により区域を縮小又は廃止するものです。

今回の変更箇所としましては、こちらの総括図で示しました27箇所となります。

それでは、今回ご審議いただく案件について、変更理由ごとにまとめてご説明いたします。

まずは生産緑地の指定要望が出され、既に指定された生産緑地の区域の拡大を行う案件になります。

箇所番号232番について、説明いたします。

場所は平沢1527番2ほか5筆になりまして、指定面積は1,690平方メートルから2,320平方メートルに変更となります。

箇所番号363番について、説明いたします。

場所は平沢970番1ほか2筆になりまして、指定面積は1,470平方メートルから1,620平方メートルに変更となります。

箇所番号369番について、説明いたします。

場所は今泉665番5ほか3筆になりまして、指定面積は870平方メートルから1,160平方メートルに変更となります。

箇所番号425番について、説明いたします。

場所は西大竹17番1ほか3筆になりまして、指定面積は810平方メートルから1,840平方メートルに変更となります。

箇所番号449番について、ご説明いたします。

場所は曾屋3499番2ほか2筆になりまして、指定面積は930平方メートルから1,990平方メートルに変更となります。

箇所番号724番について、ご説明いたします。

場所は北矢名551番ほか2筆になりまして、指定面積は610平方メートルから2,940平方メートルに変更となります。

箇所番号770番について、ご説明いたします。

場所は南矢名1238番1ほか4筆になりまして、指定面積は750平方メートルから1,410平方メートルに変更となります。

ここまでの7件が区域を拡大するものです。

続きまして、農地所有者から、生産緑地地区の追加指定要望が出され、新たに区域を追加するものについて、ご説明いたします。

箇所番号 775 番について、ご説明いたします。

場所は落合 331 番 1 で、指定面積は 380 平方メートルになります。

箇所番号 776 番について、ご説明いたします。

場所は南矢名 2018 番 1 ほか 2 筆で、指定面積は 740 平方メートルになります。

箇所番号 777 番について、ご説明いたします。

場所は南矢名 412 番 3 ほか 3 筆で、指定面積は 1,020 平方メートルになります。

箇所番号 778 番について、ご説明いたします。

場所は鶴巻 1786 番 2 ほか 1 筆で、指定面積は 350 平方メートルになります。

箇所番号 779 番について、ご説明いたします。

場所は下大槻 529 番 ほか 2 筆で、指定面積は 1,680 平方メートルになります。

ここまでの 5 件が生産緑地を新たに追加するものになります。

続きまして、土地区画整理事業により、生産緑地の位置、区域、面積の変更が行われた箇所についてご説明いたします。

箇所番号 389 番と 399 番になります。

まず、箇所番号 389 番について、ご説明いたします。

場所は今泉 360 番 1 ほか 1 筆で、秦野駅南部（今泉）土地区画整理事業に伴う仮換地指定により、位置、区域、面積変更が生じたものです。指定面積は、690 平方メートルから 520 平方メートルに変更するものです。

次に、箇所番号 399 番について、ご説明いたします。

こちらは、仮換地指定により移動した箇所番号 389 番の一部が隣接する箇所番号 399 番の一部となったことで位置、区域、面積の変更が生じたものです。指定面積は、

750平方メートルから790平方メートルに変更するものです。

続きまして、農業の主たる従事者の死亡により、生産緑地法第10条による買取りの申し出がなされ、区域の縮小を行う案件について、ご説明いたします。

箇所番号570番についてご説明いたします。

場所は北矢名1284番ほか4筆で、指定面積は2,750平方メートルから880平方メートルに変更となります。

箇所番号571番について、ご説明いたします。

場所は北矢名218番1ほか7筆で、指定面積は3,420平方メートルから2,460平方メートルに変更となります。

最後に、区域の廃止をした生産緑地について、ご説明いたします。

農業の主たる従事者の死亡による廃止は、箇所番号43番、44番、227番、255番、258番、269番、377番、735番の合計8箇所となります。面積については、13,770平方メートルを廃止するものです。

農業の主たる従事者の故障による廃止は、箇所番号35番、121番、130番の合計3箇所となります。面積については、3,160平方メートルを廃止するものです。

以上が変更の概要となります。

最後に、これまでの経過と今後の予定について、ご説明いたします。

今回の変更にあたり、追加指定要望の受付を6月1日から15日まで行いました。

追加指定要望地については、「生産緑地法第2条第1項に定める農地等」に該当しているか、本市農業委員会に6月21日に照会し、該当する旨の回答を8月26日にいただきました。

その後、変更案について神奈川県知事との協議を9月2日に開始し、異存のない旨の回答を9月17日にいただい

た後、都市計画法第17条第1項に基づき、変更案の縦覧を10月1日から10月15日まで行いましたが、縦覧者及び意見書の提出はありませんでした。

10月21日に農地所有者から追加指定の取り下げがあったことから、再度、神奈川県知事と協議を行い、異存のない旨の回答を11月29日にいただいた後、変更案の縦覧を12月1日から12月15日まで行いましたが、縦覧者及び意見書の提出はありませんでした。

今後の予定といたしましては、本日の都市計画審議会でご審議いただき、答申をいただければ、都市計画の変更告示を年内に行う予定となっております。

以上で、議案第1号「秦野都市計画 生産緑地地区の変更」の説明を終わります。

ご審議、よろしくお願いいたします。

会 長

ただいまの議案の説明について、ご質問、ご意見をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

会 長

今回、買取り申し出から廃止ではなく、縮小となった生産緑地地区について理由を教えてください。

課長代理
(都市総務担当)

今年度、縮小となった案件は、主たる従事者の死亡による買取り申し出がされた2件でございます。その理由といたしましては、相続された方の農業に対する時間と生産能力から縮小するというものが1点と、もう1点が経済的な理由で土地の処分が必要だったと聞いております。

会 長

ありがとうございます。他に何かございませんでしょうか。

佐野委員

今回の変更の中で全体的にどの程度生産緑地というか農地がなくなるのかお聞きしたい。

また、日本の受給率が下がってきている中で、それをカバ

一するのは、地方の農家の方々であるわけで、農地が減少している状況について危機感をもっています。秦野市だけでなく全国的な視点から考えて農業の今後について、参考までに梶田先生にも見解をお聞きしたい。

課長代理
(都市総務担当)

今年度の変更では、1ヘクタールの生産緑地が減少することになります。

生産緑地は、個人の意向に基づいて指定しており、故障や相続に伴い買取り申し出ができる制度ですので、高齢化や担い手不足の影響により生産緑地は減少傾向でございます。

ご質問にあったとおり、全国的に農地が減少している中には、この後、報告第1号でもご説明いたしますが、指定から30年経った後の特定生産緑地への移行につきまして、秦野市としても積極的に指定を促していくことと合わせて、農業の経営安定化、担い手の育成、地産地消といった農業振興を図る上での農地の保全についても農政部局と連携してより一層努めて参りたいと考えております。

会 長

農業自体は、市街化調整区域内で集約しながら拡大させていくという考えがある中で、生産緑地というのは都市内の農地ですから、農地としての機能だけでなく、緑地等のレクリエーション機能等も期待されるものであります。現状として、高齢化や担い手不足等の問題により、生産緑地は減少してはいますが、防災協力農地としての指定、指定の面積緩和等の指定基準の緩和や農業振興施策により、今後、どの程度この減少を抑えていくことができるかが重要となると考えます。

会 長

ほかに意見は、ございませんでしょうか。

なければ、すいません。また私から質問があります。

今回、追加指定の取り下げがあったのは、個人の状況が急に悪くなったからということでしょうか。

課長代理
(都市総務担当)

そのとおりでございます。
どうしても個人の意向をベースに制度が運用されておりますので、やむを得ないものと考えます。

会 長

わかりました。ありがとうございます。
なかなか都市内の農業をするというのは難しいという状況もあるのだらうと思います。
私の方からもう一点だけ質問があります。
廃止の箇所については、その後、宅地化しているということによろしいでしょうか。

課長代理
(都市総務担当)

全てを確認しているわけではございませんので、私の感覚的なところがございしますが、買取り申し出をされる際には、ある程度、次の土地利用を決めている場合がほとんどです。

それと先ほどの質問について一点補足がございまして、今回、個人的な都合により追加の申し出の取り止めがあったところではございますが、そのことに関しまして、手続きについて、神奈川県さんには多大なご負担を強いることになってしまったところではございます。また、都市計画審議会につきましても、日程変更をさせていただいております。こうした中で、制度の運用上なかなか難しいところではございますが、今後、このような取り下げということがないようにできるだけ、事前の確認等を行い、次がないような取り組みをして参ります。よろしく願いいたします。

会 長

ありがとうございます。
今回は直前ということで大変なところはあったと思いますが、ぜひ、次は、事前のチェックをよろしく願いいたします。
それでは、他はよろしいでしょうか。よろしければ、本案件の審議を終了し、「議案第1号 秦野市都市計画 生産緑地地区の変更について」は原案のとおり答申したいと思

ますが、これにご異議ございませんか。

委員各位

(異議なし)

会 長

意義がないようですので、この案件につきまして原案のとおり答申いたします。答申書の作成は会長に一任させていただきたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

委員各位

(異議なし)

会 長

それでは、ここでの答申書(案)の作成を省略させていただき、後日、皆様に写しを郵送させていただきたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

委員各位

(異議なし)

会 長

ご異議がありませんので、そのように決定させていただきます。

次に議事(2)の「報告事項」に移ります。本日は、報告第1号「特定生産緑地の進捗状況について」と報告第2号「新市街地ゾーンの進捗状況について」を議題とします。

それでは、まず、報告第1号「特定生産緑地の進捗状況について」事務局から説明をお願いします。

事 務 局

それでは報告第一号、「特定生産緑地の進捗状況について」をご説明いたします。

まず、生産緑地法の改正について、です。

近年の社会経済情勢のさまざまな変化を踏まえて、平成27年に「都市農業振興基本法」が制定され、都市農地は「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」との考え方も示されました。その関連で、農業振興や良好な都市環境の形

成に寄与する都市農地を保全するため、平成29年に生産緑地法が一部改正されました。

改正の大きなポイントは、「特定生産緑地制度」が創設されました。都市農地は高度経済成長期から人口増加、宅地供給に伴う税制改正などを受け、宅地化する農地と保全する農地の区分が行われ、多くの農地が平成4年に生産緑地として指定されましたが、その生産緑地がまもなく30年を迎えます。

特定生産緑地制度は生産緑地の指定から30年経過後も同様に税制の特例措置を継続する制度であり、指定から30年を経過する前に、所有者の意向を基に、特定生産緑地として指定することで、税制の特例措置を10年延長することができます。

特定生産緑地制度を説明します。

ここでは、特定生産緑地の指定を受ける場合と受けない場合の違いについて説明します。

特定生産緑地の指定を受ける場合、営農を継続することで、相続税の納税猶予や固定資産税など、これまでの生産緑地と同じ税制の特例措置が継続されます。

続いて、特定生産緑地の指定を受けない場合、生産緑地地区指定から30年経過後、いつでも買取り申出ができるようになります。

一方で、納税の特例措置がなくなり、次の相続における、納税猶予の適用はできなくなります。また固定資産税についても、激変緩和措置はあるものの宅地並み課税となります。

特定生産緑地の指定を受けずに30年が経過した後は、特定生産緑地の指定を受けることはできません。

次に、「議案第一号、生産緑地地区の変更について」でご説明させていただいた生産緑地地区の箇所数及び面積の推移についてですが、平成4年に当初指定を行い、666箇所、約101ヘクタールが指定されました。

平成9年には、743箇所、113.2ヘクタールと箇所数、面積ともにピークを迎えました。議案第一号による変更を加味すると、令和3年では箇所数は647箇所、面積は97.4ヘクタールになります。

続きまして、生産緑地の指定年度ごとの面積及び特定生産緑地の申請状況について、ご説明いたします。

まず、生産緑地の指定年ごとの面積の内訳について、ご説明いたします。平成4年に指定された生産緑地が、81.2ヘクタール、平成5年から平成13年では約10.2ヘクタール、平成14年から平成23年では約2.6ヘクタール、平成24年から令和3年では約3.4ヘクタールとなります。

次に平成4年に指定された生産緑地の特定生産緑地申請状況になります。81.2ヘクタールのうち約57.6ヘクタールが特定生産緑地に指定する、約3.5ヘクタールが指定しない、約20.1ヘクタールにおいては未申請となっております。

この状況は本年7月末時点のものであり、来年の2月ごろに最後の受付を予定しています。

特定生産緑地に指定するための手続きの主な流れについて説明します。

市から、まもなく30年を迎える生産緑地を所有している皆さまに申請書類等を送付し、特定生産緑地の指定の意向について、お考えいただいております。

意向がある場合は、特定生産緑地の指定申請書を市に提出していただき、その際、指定を希望する農地に抵当権などの利害関係を有する場合は、特定生産緑地の指定について利害関係人の同意が必要となります。

平成4年指定の生産緑地に関しては、本市では令和2年10月から11月に第1回目の受付を行い、今年の7月に第2回目の受付を行いました。次回予定しております令和4年2月の受付に関しましては、最後の受付となっております。今後、未申請の方に対して、できるだけ申請していた

だけのように促していきます。

指定を希望される農地に関しましては、書類審査はもちろん、申請された農地が適切に管理されているかの確認や、納税猶予を受けている土地は税務署との協議を行います。

特定生産緑地の指定は、都市計画決定ではありませんが、生産緑地を継続し、良好な都市環境を形成するため、来年の秋ごろの都市計画審議会で、ご意見をいただき、指定の告示、農地等利害関係人へ通知させていただく予定です。

以上で「報告第一号、特定生産緑地の進捗状況について」のご説明を終わります。

会 長

ありがとうございました。ただいまの報告事項について、何かご質問、ご意見はございませんか。

久保委員

平成4年に指定された生産緑地が30年を迎えるということで、ここで特定生産緑地への移行を行うということですが、秦野市は、スケジュールを見ますと3回に分けて意向確認をして、来年度に一括で特定生産緑地への移行を行うのでしょうか。市町によっては、事務量が膨大となるため、何年かに分けて行うところもあるようですが。

課長代理
(都市総務担当)

特定生産緑地の申請受付は、3回に分けて行うこととしており、そのうちの2回は終了しております。過去に行った2回については、農地確認と税務署協議までは先行して進めております。

今後は、令和4年2月に受付予定の申請について、農地確認、税務署協議を行いまして、ご質問にありました来年の秋ごろ、都市計画審議会ですべてまとめて指定をさせていただきたいと考えております。

会 長

他はございませんでしょうか。なければ、私から質問ですが、未申請の件数は何件になるのでしょうか。

課長代理
(都市総務担当)

全体では、面積は81.2ヘクタールとなります。生産緑地の箇所数でいいますと562箇所でございます。現在のところ、未申請は174箇所残っておりまして、2月の受付の予約を行っている中で残りについても、ある程度意向は見えてきているところではございますが、なかなか連絡の取れない方もいらっしゃる中で、全く意向がわからない方は、10名前後まで絞ることができている状況です。

会 長

ありがとうございます。他はございませんでしょうか。
それでは、次の議題、報告第2号「新市街地ゾーンの進捗状況について」に移ります。
事務局から説明をお願いします。

事 務 局

それでは、報告第2号「新市街地ゾーンの進捗状況について」ご報告をいたします。

平成28年11月、第7回線引き見直しにおいて、産業系土地利用に係る一般保留の位置付けがされました「新東名高速道路秦野丹沢スマートインターチェンジ周辺」と「東名高速道路秦野中井インターチェンジ周辺」の新市街地ゾーンにつきまして、ご報告をいたします。

はじめに新市街ゾーンの位置についてご説明します。

こちらは、第7回線引き見直しにおいて、神奈川県により都市計画に定められました「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」附図です。

産業系土地利用に係る一般保留の位置付けがされました「新東名高速道路秦野丹沢スマートインターチェンジ周辺」の戸川地区、「東名高速道路秦野中井インターチェンジ周辺」の西大竹地区、また、スマートインターチェンジと既存の市街地とを結ぶ幹線道路として新たな構想路線はこちらになります。

戸川地区及び西大竹地区は、保留制度のうちの「一般保留」という位置付けになりまして、都市計画と農林漁業との調整を図りながら、計画的な市街地整備の見通しが明らか

になった時点で随時、市街化区域に編入していくものです。

戸川地区の新たな構想路線につきましては、路線の区間ごとに都市計画に定める決定権者が異なることから、一部区間が県道と重複するため、神奈川県が決定権者となる区間を（仮称）戸川堀山下線、本市が決定権者となる区間を（仮称）スマートインターチェンジ連絡線と区分しております。

それでは、ここからは、戸川地区と西大竹地区を分けて、個別にご説明いたします。

まず、戸川地区における都市計画に定める事項について、各々の進捗状況をご説明いたします。

本地区の都市計画に定める事項といたしましては、区域区分、用途地域、地区計画、下水道等がございまして、各々について関係機関との調整を進めております。

道路につきましては、秦野丹沢スマートインターチェンジと中心市街地を結ぶ新たな道路を都市計画に定めるべく、矢坪沢の水路整備とあわせて調整を進めております。

道路のおおむねのルートといたしましては、スマートインターチェンジの外周道路及びアクセス道路である（仮称）スマートインターチェンジ連絡線の延長約0.8キロメートルと、（仮称）スマートインターチェンジ連絡線と県道705号が交差する交差点部から、矢坪沢の北側を通り、県道705号と都市計画道路3・4・9号渋沢駅前落合線が交差する交差点部までを結ぶ（仮称）戸川堀山下線の延長約1.3キロメートルの道路を計画しています。

また、計画策定にあたりまして、都市計画を定める神奈川県都市計画課、県道に接続することから道路管理者である神奈川県平塚土木事務所、交通管理者である神奈川県公安委員会などと、これまで道路の位置や構造、交差点形状等について調整を進めてまいりました。

現在、これらの関係機関との基本的な調整の目途が立ったことから、道路のルートなどについて、今週の20日より地元住民に対し説明会を開催しているところであり、来年度には都市計画を定める手続き、都市計画の案の申出や縦

覧を行い、早期の都市計画決定を目指してまいります。

こちらは、県決定区間である（仮称）戸川堀山下線の全体計画図になります。

道路の種級区分は第4種第2級、設計速度は時速50キロメートル、計画交通量は、日8600台、標準部及び交差点部の総幅員が16メートルの道路になりまして、主に図面中央から西側につきましては農地に対して、図面中央から東側につきましては既存住宅に対して、それぞれ影響を最小限とするよう配慮した道路計画としております。

総幅員16メートルの道路の幅員構成につきましては、左下の断面図のとおりです。

なお、市決定区間である（仮称）スマートインターチェンジ連絡線は、すでに整備されております、秦野丹沢サービスエリアの外周道路及びアクセス道路について、1・2・1号第二東名自動車道と3・4・9号渋沢駅前落合線を都市計画道路のネットワークで結ぶ観点から、都市計画に定めるものです。

こちらは、戸川地区の地権者により組織された戸川地区区画整理準備組合により計画が進められている土地利用計画図（案）です。

紫色に塗られている部分につきましては産業系の土地利用、市道52号線沿いの黄色や緑色に塗られている部分につきましては非産業系の土地利用を図ってまいります。

右上にスケジュールを掲載しておりますが、令和4年4月に案の申出をし、その後法定手続きを経て、令和4年度中の市街化編入告示及び、組合設立認可を目指している状況です。

戸川地区についての説明は以上となります。

続きまして、西大竹地区についてご説明いたします。

こちらは、隣接する中井町と協働で事業を進めているものです。

黄色で囲われた秦野市側の区域と青色で囲われた中井町

側の区域は、産業系の事業集積地の整備を、中井町と一体となって目指し、産業系の用途を主とした土地区画整理事業を想定しています。

また、中井町側にある緑色で囲われた範囲については、土地改良事業を想定しております。

この2つの事業を同時に施行し、それぞれ土地利用を図っていく予定となっております。

こちらは西大竹地区の土地利用計画図(案)になります。

行政界を挟み、図面左側が秦野市、右側が中井町になり、赤い枠で囲まれた部分が本市の市街化編入区域予定の場所となります。

こちらの青色に塗られた部分については、産業系土地利用を図っていきます。

本地区においても、「区域区分」、「用途地域」、「地区計画」、「下水道」等を都市計画で定めます。

現在の進捗状況といたしましては、区域内の道路について神奈川県公安委員会との交通計画協議を終了し、神奈川県環境農政部局と農林漁業に関する調整措置。通称、農政協議を行っているところです。

スケジュールにつきましては、画面右上に掲載しておりますが、戸川地区と同様に、令和4年4月に案の申出をし、その後法定手続きを経て、令和4年度中の市街化編入告示及び、組合設立認可を目指している状況です。

以上で、「新市街地ゾーンの進捗状況について」の説明を終わります。

会 長

ありがとうございました。それでは、ただいまの報告事項について、何か御質問、御意見はございませんか。

(仮称)戸川堀山下線は、河川の上を通るような区間はあるのでしょうか。

担当課長

この地区については、土地区画整理事業によるまちづくりと矢坪沢の水路整備、構想路線による道路整備の3つの事業を進めていくこととなります。

ご質問につきましては、安全安心を目的とした矢坪沢の水路整備は行いますが、(仮称)戸川堀山下線については、整備された水路に沿う形の線形を検討しているため、現時点では、河川の上を通るといような区間はありませぬ。

会 長

水路については、蛇行を改良するということですね。わかりました。ありがとうございました。

もう一つ質問で、スマートインターチェンジは大型車も通ることができるのでしょうか。

担当課長

バスやトラック等、12メートルまでの普通自動車であれば通行することが可能です。セミトレーラー等の大型の車両は通過できません。本市の上地区、西地区の方に新秦野インターチェンジができますので、大型の車両については、そちらから通過可能となります。

会 長

ありがとうございます。他に御質問、御意見がないようでしたら、次の議事(3)「その他」ですが、事務局の方からありますか。

担当課長

個別の案件というわけではございませんが、次回の審議会の開催予定についてです。年度末の予定はございませんが、来年度につきましては、特定生産緑地や通常生産緑地の案件で10月から11月ごろ開催を予定しており、報告第2号の新市街地ゾーンに関する案件につきましては、関係機関との手続きの状況にもよりますが、今の予定ですと夏頃に開催させていただきたいと考えておりますので、詳細については通知いたしますが、ご承知おきいただければと思っております。

会 長

最後に皆様から何かございますか。
無いようでしたら、これをもちまして、本日の審議会を終
了します。どうもありがとうございました。

